

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者を取り巻く経済情勢（市場のグローバル化・国内外の市場環境変化等）の変化に対応するため、綾瀬市内中小企業者における外国人高度人材の雇用手続に係る経費に対して補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人高度人材 一定水準以上の専門的知識・能力を有する者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二に掲げる在留資格のうち「技術・人文知識・国際業務」に該当するものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (3) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる者、事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている者。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は役員のうち2分の1以上を大企業が占めている者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類に分類される製造業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業及びその他市長が認める業種である者

- (3) 納期限の到来した市税を完納している者
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない者
- (5) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載している者又は交付決定までに掲載を行う者
- (6) 綾瀬市が実施する外国人高度人材雇用促進に関する事業による補助金等の交付を受けたことがない者
（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、次に掲げる事業とし、補助金の交付申請をする年度内に事業が完了するものとする。

- (1) インターンシップ受入事業 将来の国際的人材育成を目的とし、日本での就業体験を通じて、実践的なスキルや日本社会への理解を深める機会を提供する、海外の大学に在籍する学生対象のインターンシップを5日間以上行う事業
- (2) 外国人高度人材雇用事業 海外の大学を卒業した外国人高度人材を雇用する事業
（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 国又は県の他の類似した支援施策に係る補助金等を補助対象経費の一部に充当した場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。
- 3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該事業の実施年度内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業説明書（第2号様式）
- (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (3) 役員等一覧表（第4号様式）
- (4) 国等の支援施策を活用している場合は、その申請書類と交付決定関係書類等

(5) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による申請は、1事業につき3名を限度とし、1名あたりの補助額の上限は別表のとおりとする。

(補助金の決定通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定し、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の決定を受けた者は、補助事業等の内容を変更又は中止しようとするときは速やかに、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金変更（中止）承認申請書（第6号様式）により、申請するものとする。

(変更等の承認通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更又は中止について適否を決定し、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金変更（中止）承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱又は法令に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) 第3条に規定する要件を満たさないとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(交付決定の取消通知)

第11条 市長は、前条の規定により取消しを決定したときは、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた申請者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 受給者が提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (2) 雇用契約後、6か月経過前に外国人高度人材との雇用関係が解消されたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(状況調査等)

第14条 市長は、補助金の交付後であっても必要と認めるときは、申請者及び受給者に対し報告を求め、外国人高度人材の雇用状況について調査することができる。

(雇用状況の報告)

第15条 受給者は、外国人高度人材雇用状況報告書（第9号様式）を、雇用契約後6か月以降1年以内に市長に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
インターンシップ 受入事業	インターンシップ受入に要する次に掲げる費用 (1) 渡航費 ※ (燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、航空施設使用料、その他手数料を含む。) (2) 宿泊費 (3) インターンシップ仲介手数料 (4) その他市長が認める経費	経費の2分の1 以内の額とし、 1人あたり10 万円を限度とす る
外国人高度人材 雇用事業	外国人高度人材雇用に要する次に掲げる費用 (1) 人材紹介料 (2) 相談費用（行政書士等） (3) 渡航費 ※ (燃油特別付加運賃、航空保険超過負担料、航空施設使用料、その他手数料を含む。) (4) その他市長が認める経費	経費の2分の1 以内の額とし、 1人あたり30 万円を限度とす る

備考

- 1 各補助対象事業のうち、消費税及び地方消費税等、間接費、高度外国人材本人が負担した経費及び日本国外において要した経費については、補助対象経費から除くものとする。
- 2 ※渡航費に係る航空機費用は、「エコノミークラス」又はそれに相当する運賃に限り補助対象経費とする。
- 3 申請年度を問わず、1事業者につき、累積で3人を補助対象限度とする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、
次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、交付決定にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

	業 種		市 内 操 業 開始年月日	年 月 日
1 申請者概要	資本金	円	従 業 員 数	人
	☐ 資本金の 2 分の 1 以上を大企業が所有していない。 ☐ 役員のうち 2 分の 1 以上を大企業が占めていない。			
2 補助対象事業	☐ インターンシップ受入事業 ☐ 外国人高度人材雇用事業			
3 総 事 業 費 (補助対象経費)				円 (円)
4 申請金額				円
5 添付書類	(1) 事業説明書（第 2 号様式） (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第 3 号様式） (3) 役員等一覧表（第 4 号様式） (4) その他市長が必要とする書類			

第2号様式（第6条関係）その1

インターンシップ受入事業説明書

費用	(1) 渡航費		円
	(2) 宿泊費		円
	(3) インターンシップ仲介手数料		円
	(4) その他経費		円
受入者	1	国籍	学校名
		氏名	
	2	国籍	学校名
		氏名	
	3	国籍	学校名
		氏名	
受入期間	年 月 日 ～ 年 月 日 合計 日		
添付書類	(1) 要した費用の明細が分かる書類 (2) 補助対象経費の詳細が分かる書類の写し (3) 国又は県の外国人高度人材の雇用に関する支援施策を活用している場合は、その申請書類と交付決定関係書類等		

第2号様式（第6条関係）その2

外国人高度人材雇用事業説明書

費 用	(1) 人材紹介料	円
	(2) 相談費用（行政書士等）	円
	(3) 渡航費	円
	(4) その他経費	円

（雇用者情報）

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		採 用 年 月 日	年 月 日
在 留 資 格	☐ 技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	職 名	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		採 用 年 月 日	年 月 日
在 留 資 格	☐ 技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	職 名	
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		採 用 年 月 日	年 月 日
在 留 資 格	☐ 技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	職 名	
添 付 書 類	(1) 要した費用の明細が分かる書類 (2) 補助対象経費の詳細が分かる書類の写し (3) 外国人高度人材の雇用保険被保険者証の写し (4) 外国人高度人材の在留カードの写し (5) 国又は県の外国人高度人材の雇用に関する支援施策を活用している場合は、その申請書類と交付決定関係書類等		

第3号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第4号様式（第6条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所

- ※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。
また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
個人の場合については、個人事業主を記入してください。
- ※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。
- ※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第 5 号様式（第 7 条関係）

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金の交付については、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象事業	☐ インターンシップ受入事業 ☐ 外国人高度人材雇用事業
2 決 定 区 分	☐ 交付する ☐ 交付しない（理由)
3 補 助 金 交 付 決 定 額	円
4 補 助 条 件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱の遵守

第 6 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

年 月 日付けで決定を受けた綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止）前の補助対象経費	変更（中止）後の補助対象経費
円	円
変更（中止）前の決定額	変更（中止）後の申請額
円	円

2 変更（中止）の理由

第 7 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付変更（中止）承認については、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない（理由 ）
2 変 更 後 交付決定額	円

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金について、綾瀬市中小企業外国人高度人材雇用支援補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第9号様式（第15条関係）
（事業所）

外国人高度人材雇用状況報告書

事業所名		代表者名	
住所又は所在地		電話番号	() 担当者
資本の額又は 出資の総額	円	操業開始年月日	年 月 日
従業員数	人	業 種	

（外国人高度人材の従業員）※印は、申請日時点の年数を記入すること

フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		採用年月日	年 月 日 (※雇用年数 年)
在 留 資 格	☐ 技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	就業地 住 所	
フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		採用年月日	年 月 日 (※雇用年数 年)
在 留 資 格	☐ 技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	就業地 住 所	
フリガナ 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所		採用年月日	年 月 日 (※雇用年数 年)
在 留 資 格	☐ 技術・人文知識・国際業務 (有効期限 年 月迄)	就業地 住 所	